

愛知県いじめ防止基本方針の概要

「いじめ防止対策推進法」第12条の規定に基づき、県立学校及び私立学校を対象として、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を策定した。

〈愛知県いじめ防止基本方針の骨子〉

第1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめに対する措置に、学校、教育委員会、家庭、地域、その他関係機関が連携して取り組む。

第2 いじめの定義（法第2条関連）

児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

第3 関係者の責務（法第6条～関連）

1 いじめの未然防止

地域、学校、家庭が連携して人間関係をつくる力や規範意識を育成。

2 いじめの早期発見

学校は相談しやすい環境を整備し、適切な対応のための教員等の指導力の向上を図る。

3 いじめに対する措置

学校や学校の設置者は適切な措置を講ずるために迅速かつ組織的に対応する。

第4 県としての取組（法第14条、第18条～第21条関連）

1 愛知県いじめ問題対策連絡協議会 （法第14条第1項関連）

いじめの防止等に関する諸機関の連携を図るために設置。

2 教育委員会の附属機関の設置 （法第14条第3項関連）

県立学校におけるいじめの防止等の対策が実効的に行われるよう設置する。
（必要が生じた場合、重大事態*に係る調査を行う。）

3 教職員の資質の向上

教職員研修の充実。

4 インターネットを介したいじめ に対する対策の推進

情報モラル教育の充実、有害情報等の監視の強化。

5 調査研究の推進等

総合教育センター等の活用。

6 広報・啓発活動

あらゆる機会を活用。

※「重大事態」（法第28条第1項）とは

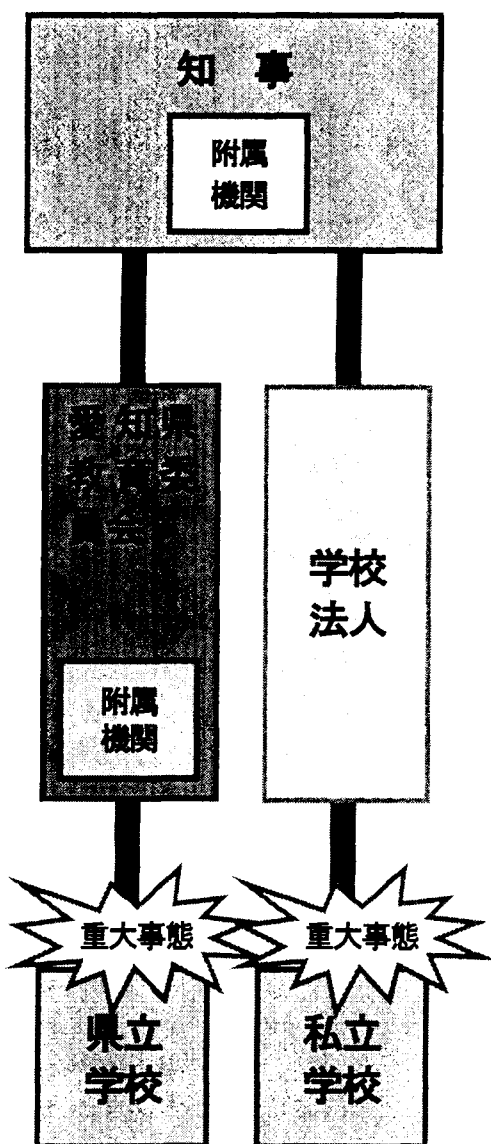
- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

第5 学校としての取組（法第13条、第22条～関連）

各学校は、いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こり得る問題であることを踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」（法第13条）を策定し、学校の設置者、家庭、地域、関係機関等と緊密な連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する適切な措置等について組織的に取り組み、いじめのない学校づくりを目指す。

第6 重大事態への対処（法第28条、第30条、第31条関連）

〈学校及び学校の設置者の対応並びに知事（地方公共団体の長）による再調査及び再調査を踏まえた措置〉



※附属機関は条例で設置する。
専門的な知識及び経験を有する
第三者（弁護士や臨床心理士等）
が参加する。

① 重大事態の発生

②

県立学校：重大事態の発生を県教育委員会を通じて知事に報告する。

私立学校：重大事態の発生を学校法人等を通じて知事に報告する。

③

県立学校：県教育委員会は学校に調査を指示する。
又は県教育委員会の附属機関が調査を行う。

私立学校：学校法人又は学校が調査を行う。

④

県立学校：調査の結果を県教育委員会を通じて知事に報告する。

私立学校：調査の結果を学校法人等を通じて知事に報告する。

⑤

知事は、必要があると認めるときは、学校や県教育委員会、学校法人が行った調査の結果について、その妥当性を知事の附属機関により審査（再調査）する。

⑥

県立学校：知事又は県教育委員会は、調査の結果を踏まえて必要な措置を講じる。

私立学校：知事は、調査の結果を踏まえて必要な措置を講じる。

⑦

県立学校：知事は再調査の結果を議会に報告する。